「第十章　申請等関係事務処理法人に関する特例
第一節　設立団体申請等関係事務の処理に関する特例（第二節　関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例　第十一章　雑則（第四十条・第四十一条）
雑則（第三十二条・第三十三条）」を
三十七条）
（第三十八条・第三十九条）」に改める。

第三十三条第一項中「法第四十二条の二第四項並びに第六条第二号、第七条第二項、第八条第五項並びに第九条第三項」を「第七条第二号、第八条第二項、第九条第五項並びに第十条第三項」に改め、「権限」の下に「（次項に規定するものを除く。）」を加え、同条第二項中「第十三条及び第三十条」を「第十四条及び第三十五条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　設立団体が二以上である申請等関係事務処理法人に係る第三十九条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第二項並びに第九条第五項並びに第十条第三項及び第四項に規定する権限（関係市町村申請等関係事務処理業務に係る出資等に係る不要財産の処分に係るものに限る。）の行使については、当該設立団体の長が協議した上で、当該関係市町村の長に協議して定めるところによる。

第三十三条を第四十一条とする。

第三十二条第四項中「の規定により」を「において」に改め、同条を第四十条とする。

第九章を第十一章とする。

第三十一条第一項中「次条第一項」を「第四十条第一項」に改め、第八章中同条を第三十六条とする。

第八章を第九章とし、同章の次に次の一章を加える。

第十章　申請等関係事務処理法人に関する特例

第一節　設立団体申請等関係事務の処理に関する特例

第三十七条　申請等関係事務処理法人（法第八十七条の三第一項に規定する申請等関係事務処理法人をいう。以下同じ。）が同項の規定により同項に規定する設立団体申請等関係事務のうち法別表第十二号に掲げる事務を処理する場合における同条第二項の規定によりみなして適用するものとされる住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の三十七第一項の規定の適用については、同項中「当該市町村」とあるのは、「当該申請等関係事務処理法人が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八十七条の三第一項の規定により処理する同項に規定する設立団体申請等関係事務（同法別表第十二号に掲げる事務に限る。）に係る市町村」とする。

第二節　関係市町村申請等関係事務の処理等に関する特例

（設立団体の長から設立団体以外の出資等団体の長への通知等の特例）

第三十八条　第十一条の規定は、申請等関係事務処理法人（関係市町村申請等関係事務処理業務（法第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。）を行うものに限る。以下この節及び同項において同じ。）における関係市町村申請等関係事務処理業務に係る出資等に係る不要財産（法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第六条第四項に規定する出資等に係る不要財産をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。）の処分については、適用しない。

2　設立団体の長は、申請等関係事務処理法人における関係市町村申請等関係事務処理業務に係る出資等に係る不要財産（設立団体及び当該関係市町村（法第八十七条の十二第一項に規定する関係市町村をいう。以下この条及び第四十一条第二項において同じ。）以外の出資等団体（法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項に規定する出資等団体をいう。以下この条において同じ。）の出資に係るものに限る。次項において同じ。）の処分について法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項の認可をした場合若しくは第三項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可をしない処分をした場合又は次条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第一項の申請書の提出があった場合、第九条第一項の申請書の提出があった場合若しくは次条第二項の規定により読み替えて適用する第九条第四項の通知をした場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、遅滞なく、当該出資等団体の長に通知しなければならない。

法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項の認可をした場合	一　法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項の認可をした旨 二　次条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第二項の規定により設立団体の長が関係市町村の長に協議して指定した期日
法第四十二条の二第二項の認可をした場合	法第四十二条の二第二項の認可をした旨
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした場合	一　法第四十二条の二第三項ただし書の認可をした旨 二　第十条第三項の規定により設立団体の長が関係市町村の長に協議して指定した期日
法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした場合	一　法第四十二条の二第三項ただし書の認可をしない処分をした旨 二　第十条第四項の規定により設立団体の長が関係市町村の長に協議して指定した期日
次条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第一項の申請書の提出があった場合	次条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第一項の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
第九条第一項の申請書の提出があった場合	第九条第一項の申請書の提出があった旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
次条第二項の規定により読み替えて適用する第九条第四項の通知をした場合	一　第九条第二項の報告書に記載された同項各号に掲げる事項 二　次条第二項の規定により読み替えて適用する第九条第四項の通知をした旨及び同項の規定により通知した金額 三　第九条第五項の規定により設立団体の長が関係市町村の長に協議して指定した期日 四　第十条第二項の申請書の提出があった場合には、その旨及び当該申請書に記載された同項各号に掲げる事項
法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項の認可をした場合	法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項の認可をした旨

3　関係市町村の長は、申請等関係事務処理法人における関係市町村申請等関係事務処理業務に係る出資等に係る不要財産の処分について法第八十七条の二十二の規定により読み替えて適用する法第四十二条の二第一項の認可をした場合、法第四十二条の二第二項若しくは第三項ただし書の認可をした場合若しくは同項ただし書の認可をしない処分をした場合又は次条第二項の規定により読み替えて適用する第八条第一項の申請書の提出があった場合、第九条第一項の申請書の提出があった場合若しくは同条第二項の報告書の提出があった場合には、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を、遅滞なく、当該出資等団体の長に通知しなければならない。